

令和 7 年 1 月 27 日

不動産・建設経済局不動産市場整備課

不動産特定共同事業の手法と実務上の留意点について理解を深めよう！ ～全国の事業を実施してみたい方向けにウェビナーを開催します！～

国土交通省は、**不動産特定共同事業について理解を深めたい方、不動産特定共同事業を実際を実施してみたい方等**を対象に「**不動産特定共同事業の手法と実務上の留意点について 全国ウェビナー**」を開催します。

空き家・空き店舗等の遊休不動産の増加が大きな課題となる中、不動産を対象として投資家から出資を募る不動産特定共同事業を用いて、地域の社会課題解決をめざす取組に注目が集まっています。

本ウェビナーでは、先行事業者から体験談等について、不特事業に関わりのある弁護士の先生から実務上の法的留意点についてそれぞれ基調講演をいただき、不特事業を行う際に大事なポイントについて理解を深めていただける情報を提供します。

「不動産特定共同事業の手法と実務上の留意点について 全国ウェビナー」の概要

開催日時：2025 年 2 月 14 日（金）16:00～17:30

開催形式：オンライン開催（Zoom での開催を予定。）

対 象 者：

- ◇ 不動産特定共同事業の制度概要について理解を深めたい方
- ◇ 不動産特定共同事業を実際に実施してみたい方
- ◇ 不動産特定共同事業の許認可について疑問点・不安点がある方

【登壇予定】

- ・国土交通省 ・不動産特定共同事業者（クリアル株式会社）
- ・弁護士

参 加 費：無料

（応募多数の場合、人数調整をお願いする場合がございます。）

お申込み方法: 2 月 12 日（水）中までに下記 URL よりセミナー事務局にお申込みください。

URL：[全国ウェビナー 不動産特定共同事業の手法と実務上の留意点 申し込みフォーム](#)

※取得した個人情報は適切に管理し、必要な用途以外に利用しません。

<問い合わせ先>

不動産・建設経済局 不動産市場整備課 不動産投資推進室 竹田、柿原

電話 03-5253-8111（内線 25154）、直通 03-5253-8289

セミナー事務局（有限責任監査法人トーマツ内）

電話 06-4560-6021（担当：高瀬・應矢）